第71回 佐用町議会[臨時]会議録 (第1日)

平成28年4月28日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	加	古	原	瑞	樹	2番	千	種	和	英
	3番	小	林		裕	和	4番	廣	利	_	志
	5番	竹	内	日	出	夫	6番	石	堂		基
	7番	岡	本		義	次	8番	金	谷	英	志
	9番	山	本		幹	雄	10番	矢	内	作	夫
	11番	石	黒		永	岡山	12番	西	岡		正
	13番	平	岡	き	め	2	14番	岡	本	安	夫
欠席議員											
(名)											
遅刻議員											
(名)											
早退議員											
(名)											

事務局出席	議会事務局長	舟 引 新	書記	鎌田康正
職員職氏名	書記	高橋真弓		
	町 長	庵 逧 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平田秀三	総務課長	森 下 守
	健康福祉課長	大 永 克 司	農林振興課長	加藤逸生
説明のため出席				
した者の職氏名				
(6名)				
欠 席 者				
(名)				
遅 刻 者				
(名)				
早 退 者				
(名)				
議事日程	另	I 紙 σ) ک	おり

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(財産の取得について(H28.

3. 31 専決第 1 号))

日程第4. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(財産の取得について(H28.

3. 31 専決第2号))

日程第5. 議案第87号 佐用町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について

日程第6. 議案第88号 佐用町地籍調査推進に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7. 佐用町議会常任委員会委員の選任の件

日程第8. 佐用町議会常任委員会の委員長及び副委員長の選任の件

日程第9. 佐用町議会運営委員会委員の選任の件

日程第10. 佐用町議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任の件

日程第11. 議員派遣について

追加日程1第1. 佐用町議会議長辞職の件

追加日程2第1. 選挙第1号 佐用町議会議長の選挙の件

追加日程3第1. 議席の一部変更

追加日程4第1. 選挙第2号 佐用町議会副議長の選挙の件

追加日程5第1. 佐用町議会特別委員会委員の辞任の件(議会広報)

追加日程5第2. 佐用町議会特別委員会委員の選任の件(議会広報)

追加日程5第3. 佐用町議会特別委員会の委員長及び副委員長の選任の件(議会広報)

追加日程5第4.選挙第3号 播磨高原広域事務組合議会議員の選挙の件

追加日程5第5.選挙第4号 にしはりま環境事務組合議会議員の選挙の件

追加日程5第6.選挙第5号 西はりま消防組合議会議員の選挙の件

追加日程5第7. 同意第2号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて

午前09時30分 開会

議会事務局長(舟引 新君) それでは、黙禱お願いします。黙禱。

〔黙 禱〕

議会事務局長(舟引 新君) 黙禱終わります。ありがとうございました。

議長(西岡 正君) はい、ありがとうございました。

まだ、発見されてない方が数名いらっしゃるようでありますから、1分でも早く救出されることを祈るわけでありますし、被災されました皆さん方に心からお見舞いを申し上げるところであります。

議長会としても、先ほどお話しされましたように、義援金という形の中で取り組んでまいりたい。このように思っておりますのでよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

皆さん、改めておはようございます。開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第71回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位にはおそろいでご参集を賜り、誠に御苦労さまでございます。また、町長、副町長、教育長をはじめ、

職員の皆さん方にも大変御苦労さんでございます。

さて、今期臨時会に付議される案件は、専決処分に関する案件が2件、条例に関する案件が2件、常任委員会委員の選任等議会構成に関する案件が4件あります。

何とぞ、議員各位にはご精励を賜り、これら案件につき慎重なるご審議を賜り、適切妥 当な結論が得られますよう、お願いをいたしまして開会の挨拶といたします。

それでは、町長、挨拶お願いします。

町長(庵逧典章君) 皆さん、改めましておはようございます。早朝から御苦労さまです。

季節は新緑、爽やかな候を迎えましたけれども、今、黙禱をささげましたように九州、熊本・大分を中心に大きな災害、地震が発生をして、いまだにその余震が続いているということで、たくさんの方、本当に亡くなられた方、また、今、10万人を超える方が避難生活を送っておられるということで、1日も早くこの地震が終息をして、平穏な元の生活が戻りますように心から祈念を申し上げたいと思います。

日本全体がそうした、今、爽やかな季節に反して、非常に暗い暗雲が立ち込めて心が痛む思いで、皆さん、日本中がそういう思いでないかというふうに思います。

この災害の支援に当たりましても、早速、今、義援金の募金活動を行っておりますけれども、即救援のために西はりま消防として、佐用消防署からも3名が現地のほうに行って救出活動、捜索活動に当たったということで、2回目が行きましたけれども、後は、だいたいその部分については終わったということで、それで消防署のほうは、その2班が派遣されたということであります。

その後、県といたしましても、範囲が非常に広いんですけれども、兵庫県として益城町に災害の現地の支援本部を設置をいたしまして、県として被災地益城町を、まず、中心に応援をしていこう。支援をしようということで、そのために既に県職員、そしてまた、県と町も一緒になって、この支援を行うために、今、猪名川町の職員等が既に第1陣として派遣をしております。

佐用町といたしましても、この県の支援活動の一端の中で、この4日から職員2名を派遣をすることで準備をしております。これは、早く仮設住宅、たくさんの家が倒壊をして、当然、今の避難生活、避難所での生活というのは、1日も早く解消をしなきゃいけない。そのためには、仮設住宅の建設が急がれております。その仮設住宅の建設に当たりまして、佐用町も21年の災害の時に仮設住宅を建設をいたしました。そうした建設をした、当たった担当者、経験した担当者を派遣して、県、またほかの市町からも派遣された職員とともに、被災者の支援活動に当たっていきたい。

その後も、まだまだこの災害の復興につきましては、非常に時間がかかります。被災者、特に、避難をされている方々の健康管理状態、そういうもののために保健師の派遣とか、そういうことも今後要請があるのではないかなということは、予想はしております。

ただ、やはり現地と十分連絡とって、現地で調整をして佐用町だけではなくて、兵庫県全体として調整しながら、効果的な支援を行っていこうということで取り組んでおりますので、その点、ひとつ皆さんにもご理解いただきたいと思います。

今日は、臨時議会ということでありますけれども、先ほど、議長、お話しいただきまいたように、議案、承認という形で提案させていただくことになっております。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議長(西岡 正君) はい、ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 71 回佐用町議会臨時 会を開会いたします。 なお、今期臨時会のため地方自治法第 121 条の規定により出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、総務課長、健康福祉課長、農林振興課長であります。

なお、傍聴いただいております方におかれましては、傍聴中守らなければならないこと を遵守していただきますことをお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(西岡 正君) 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。 会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長より指名をいたします。 12番、石黒永剛議員。13番、平岡きぬゑ議員。以上の両君にお願いいたします。

日程第2. 会期決定の件

議長(西岡 正君) 続いて日程第2、会期決定の件を議題といたします。 お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日4月28日の1日限りとしたいと思い ます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。 よって、今期臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(財産の取得について(H28.3. 31 専決第1号))

日程第4. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (財産の取得について (H28. 3. 31 専決第2号))

議長(西岡 正君) 続いて、日程第3に入ります。 日程第3と日程第4を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。よって、日程第3、承認第2号、専決処分 の承認を求めることについて(財産の取得について(平成28年3月31日専決第1号)) と、日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(財産の取得について (平成28年3月31日専決第2号))を一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逧典章君。

[町長 庵逧典章君 登壇]

町長(庵逧典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました承認第2号及び承認第3

号の専決処分の承認につきまして、一括議題としていただきましたが、提案のご説明を申 し上げる前に、まず、お詫びを申し上げたいと思います。

本件につきましては、本来であれば当然、佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条によりまして、予定価格700万円以上の動産の買い入れが含まれておりますので、議会の議決を経て業務委託契約を締結すべきところでございましたが、コンピューターシステムの更新一括業務委託として議会への上程事務を怠り議会の議決を経ないまま業務委託契約の締結をしたものであります。

このことは、課長をはじめ各担当者の自治法及び条例の認識不足と私の監督不行き届きのため、不適切な事務手続きが生じたものであります。執行機関として深く反省するとともに、今後二度とこのようなことを繰り返さないよう再発防止と指導の徹底に万全を期してまいる所存でございます。こうした専決処分の手続きが、今後、起こすことのないよう、深くお詫び申し上げますとともに、専決処分の手続きにつきましてご理解をいただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、専決処分の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

このたび、専決処分いたしました委託契約は、2件ございますが、1件は、基幹系及び内部情報系システム機器更新業務委託契約で契約額1億965万2,400円、うちプログラムの開発、修正やデータの移しかえ作業費が5,154万8,400円、サーバーなどの備品購入費が5,810万4,000円でございます。

もう1件は、業務系システム業務用端末更改作業委託契約で契約額 2,004 万 4,800 円、 うち端末パソコンの業務環境の調整作業費が 631 万 8,000 円、備品購入費が 1,372 万 6,800 円でございます。

備品購入費は動産の買い入れとなり、それぞれ予定価格 700 万円以上でございますので議会の議決を必要といたしますが、先ほど申し上げましたように、議会の議決を経ておりませんでしたので、地方自治法第 179 条に基づき、契約の締結につきまして平成 28 年 3 月 31 日付にて専決処分を行わせていただいたところでございます。

次に、業務委託の内容でございますが、住民基本台帳、税情報などの住民情報システムの更新に伴うプログラムの開発と修正、データの移しかえ作業及び端末パソコンの調整作業などのソフト的な業務と本体サーバー6台、端末として使用するパソコン 89 台及びその他関連機器の購入でございます。

また、更新対象の機器は各種登録、証明発行など役場業務の根幹を担うものでございますが、導入から5年が経過した機器であるため、データの保存容量及び処理速度が不足しておりました。さらに、故障の際には、部品の保管期限が5年となっております関係で、部品調達が難しく修理が受けられないことで役場業務の停止につながる危険性がございます。こうした中、行政機関としての安定した業務を行っていくためには、メーカーの保証期限でございます5年ごとに今後も更新をしていかざるを得ません。今後の更新にあたりましては、このたびの不手際等、十分に反省をし、記録をし、更新にこれを、その経験記録を申し送りをし、このような不手際な手続きがされないよう反省をし、十分に今後注意を行ってまいりたいと思っております。

何とぞ、ご承認賜りますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。どう ぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議長(西岡 正君) 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております承認第2号と承認第3号につきましては、本日即決といたします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(財産の取得について(平成28年3月31日専決第1号))の質疑を行いますが、質疑はございますか。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷議員。

8番(金谷英志君) 町長からも説明あったんですが、議会の議決を経ないで契約という ことで、改めて、この議会の議決を経てからの、その契約ということではならなかったの でしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

〔副町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、副町長。

副町長(坪内頼男君) この更新につきましては7月から、もう既に情報系のシステムについては、7月に契約をさせていただいています。また、業務用の端末につきましては、去年の9月に契約をさせていただいています。そういう中で、この議決であるということを認識させていただいたのが、この4月に入ってからというのを担当者のほうが気づき、こういった報告をさせていただいたという中で、既に、さかのぼっての契約ということはできませんので、もう既にこの4月わかった時点では、全ての業務が公開作業完了しているという段階です。そういう中で、この契約を有効する方法として専決処分という、3月31日付の処分ということで、提案させていただいています。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷議員。

8番(金谷英志君) 前回のこのシステムの名称は違うんですけど、随意契約ということ で、日立システムズ。前回もそうでした。6年前ですけどね。

それ、5年ごとに部品なりが供給できないいうことで、メーカーの部品の保証期間ということも町長説明されましたけれども、これでいきますと、ずっと日立システムズということになろうかと思うんですけれども、随意契約する上で、他社の見積もりなんかも取られたんでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔副町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、副町長。

副町長(坪内頼男君) 他社の見積もりは取っておりませんけども、前回、平成 22 年に導入した、そういう契約の内部の単価とか、システムの機能とか、そういうものを精査させ

ていただくとともに、担当者と日立の業務担当者、繰り返しヒアリングをさせていただく 中で、業務内容を精査させていただいて随契という形にさせていただいています。

〔金谷君 举手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷議員。

8番(金谷英志君) 平成 22 年の時には、ほかのメーカーについても見積もり取って、ほか他社からの見積もり取った上で、日立とも話したということですけれども、今回、取らんかったということについては、改めて、さっきまた言いましたように、それでしたら、日立システムズが、ずっとこれ更新、更新ということになっていく。改めて町が支出する金額についての検証はできないいうことになろうかと思うんですけれども、その点は、いかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔副町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、副町長。

副町長(坪内頼男君) そのコンピューター、ハード部分については、市販されている機器等で比較はできますけれども、特にソフトの部分、特に町が既にコンピューターの中にデータとして入っている、そういった物のデータを新たなシステムに移しかえるという、こういった作業につきましては、やはり新たに別の業者で機械、システムを構築する、それ自体がまた、別の経費として上がってきます。そういう中で、それらも比較、検討して精査させていただいて、より安価な形で契約できる方法として、こういった今回の契約にさせていただいています。

〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番(岡本義次君) できてしまったものは仕方ないという意味においても、そやけど、 それを、例えば、700万円以上の分の買い入れについて、それやられる、この一括でやっ て切り離してせんとあかん分が、こういうようになってしまったわけでございますけれど、 その随意契約する時のチェック体制いうのは、どういうふうになっておったんかいうのが、 まず1点。

それから、今度、専決でするんですけど、その不履行の場合、どうなるのか。

それから、3つ目は、そのチェック体制、いわゆる、あと二度と起こらないようにするには、どうしたかいう、そういう検証されたんでしょうか。

そこらへんについて、この3つお伺いします。

議長(西岡 正君) できれば、一問一答ということになっていますので、一つずつお願いしたいと思います。

はい、お答えください。

副町長(坪内頼男君) まず、1点目のチェック体制ですけれども、町長のほうがご説明申 し上げましたように、この契約は業務委託契約ということで、まず起案が上がりました。 そういう中で、本来でしたら、そういった業務契約の中の中に、コンピューターのシステ ムについては、そういった労務的な部分と備品的なハード的な部分もあります。そういう ところを気がつき、本来でしたら、スタート時点で、それを分離して契約を結ぶというの が本来だったと思います。

そういう中で、担当者が一括して一本の契約で上げたというところが、その決済の流れの中で、室長、課長、私や町長も含めて気がつかなかったということであります。

2点目の、これが専決で承認されなければどうかということですけども、もちろん、地 方自治法で定められている規定であります。それに違反する契約というのは無効というこ とになります。無効であれば、その後発生する、いろんな業者との、既にもう納入されて ますので、そういった面の取り扱い、損害賠償、そういったもののことが課題に登るとい うことであります。

それで、これからの体制、反省を踏まえて、それにつきましては、コンピューターについては、役場の作業業務、事務、そういうもののコンピューターと、また別に学校等にもコンピューターを入れています。そういう中で、今後は、町長も申しましたように、きっちりと中身を精査して、備品として財産の購入、そういうものに該当するものと、移管作業とか、そういった労務的なものの契約、そういうものを、きっちりと分けて契約をして、当然、予算につきましても、そういった予算時期から備品、委託料、そういう項目でわけて対処するということで、これから徹底していきたいと思います。よろしくお願いします。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次議員。

7番 (岡本義次君) 担当者が、それを一括で切り離さんとあかんのにやってしまったということに対して、担当者がわからんとやったんで、こういうふうになったと思うんですけれど、その上司である課長、また総務課長が、そのチェックの時に、やはりそういうことを、なぜ見抜けなんだんかということも1つの大きな問題と思います。

ですから、そこらへんについては、もう一旦でき上がったことで、とやかく私は、それ以上は言いませんけれど、後こういうことが二度と起こらないような格好の中で、その検証、チェック体制をさらに強化して、十分注意していただきたいと思います。

議長(西岡 正君) はい、質疑じゃないですね。 はい、ほかに。

[平岡君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ議員。

13番(平岡きぬゑ君) この議案の関係で、その担当者の間で、精査して、そしてやっていくんだということなんですけれど、その精査する担当者というのは、何人、複数なんですか。そこのところを、ちょっと伺います。

議長 (西岡 正君) はい、お答えください。

〔副町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、副町長。

副町長(坪内頼男君) このコンピューターの導入は、先ほど、ご説明させていただいたように、機械、機器だけではなく、その作業内容も移行していくという内容があります。そういうことで、コンピューターの担当は、総務の担当が主1名、副1名、2名おりますけれども、そこだけではなしに、予算的なこともありますので、財政のそういった前回導入した職員、そういったものと合わせて、この情報系、事務系のシステムを使用する、活用する。業務として使用する、活用する、そういう担当課とも連絡調整して、そういった業者とも調整しながら複数で、かなり各分野で使っておりますので、そういった担当者も含めて検討をさせていただいています。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ議員。

13番(平岡きぬゑ君) 今回、更新ということで、最初、設置する時の議会でも随意契約のあり方について指摘がありましたし、5年後、今回、更新の時期を迎えるのについても、その問題は、当局からも随意契約のあり方については問題はよく認識しておりますというふうな答弁も議会の本会議でされていますよね。そういう認識されている中で、今回のようなことが発生することについて、随意契約、その当時も最初の時も随契には結果的にはなっておりますけれど、参考に、先ほど、金谷議員が指摘したように、1社だけの見積もりではなくて、参考の見積もりも取ったということも答弁されています。そういう経過からすると、今回のあり方については、問題なかったのか。ちょっと、もう一度、改めてお願いします。

議長(西岡 正君) はい。

町長(庵逧典章君) ちょっと、待ってくださいね。

議長(西岡 正君) はい。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、お答えください。

町長(庵逧典章君) 皆さんもご存じのように、コンピューター、電算システムの非常に 保証期間が短い、5年ごとぐらいにメーカー保証というのがあって、それで変えていかな きゃいけない。

ただ、その時に機器だけじゃなくって、システムとして動いているものですから、どうしても、そのデータ、そういう物の取り扱い、そこにメーカーとしての全部かかわりが、機器だけ持って来たのでは動かないということであります。

最初に合併時だったと思いますけども、当然、どういうシステム、どこのメーカーを入れるかということで、これも見積もり入札として提案をいただいて、いろいろと検討したと思います。

ですから、どうしても、それが一旦、最初に全部のシステムを新しくかえてしまうというものを入れる場合には、そういう形ができるんですけれども、その後については、どこの自治体なり、会社、どこも使っているんですけれども、一旦、それが入ると、今度、改めて、全く全てのことをかえてしまうというようなやり方を、新しいシステムを入れるという形の場合には、ほかのメーカー、当然、いろいろなメーカーどこにするかということを、改めて考えるんですけれども、こうした更新、更新ということについては、どうしても業務を行いながら変えていきますから、こうした随意に、期間も長くなります。随意契約という形で、担当者が、それぞれの担当が、今、使っているところは、住基もあり税もあり、福祉もありというようなところです。そこの担当者と協議をしながら、それを更新をしていくという流れでやっておりますので、このへんは、随意契約という形でやらざるを得ない。こういう業務ではないかなと、非常に特殊な業務だということについては、ご理解をいただきたいと思います。

ほかのメーカーから見積もりを取ると言っても、取りようがないところがあるんですね。 ですから、そのへんが、ほかの物を単体で買うとか、全く何が入っても大丈夫、いいん だというわけにはいきませんので、こういうやり方で、どこの自治体も、そういう更新を しているというふうに、私は、理解をしております。

[平岡君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、平岡議員、よろしいですか。はい、ほかにありますか。 ないようですので、質疑を終結します。 これから討論を行いますが、ございますか。

[討論なし]

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結します。 これより承認第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 承認第2号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 举手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(財産の取得について(平成28年3月31日専決第1号))は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(財産の取得について(平成28年3月31日専決第2号))の質疑を行いますが、ございますか。

[質疑なし]

議長(西岡 正君) ないようですので、質疑を終結します。 これから討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結します。 これより承認第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 承認第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 举手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(財産の取得について(平成28年3月31日専決第2号))は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第87号 佐用町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について 日程第6. 議案第88号 佐用町地籍調査推進に関する条例の一部を改正する条例について

議長(西岡 正君) 続いて日程第5に入ります。 日程第5と日程第6を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第87号、佐用町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてと、日程第6、議案第88号、佐用町地籍調査推進に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。 提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逧典章君。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 87 号及び議案第 88 号につきまして、一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

まず、議案第87号、佐用町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例でございますが、このたびの改正は、青少年問題協議会を組織する委員のうち町議会議員を除いた構成とするため、改めるものでございます。

次に、議案第 88 号、佐用町地籍調査推進に関する条例の一部を改正する条例でございますが、このたびの改正は、佐用町地籍調査推進委員会を組織する委員のうち町議会議員を除いた構成とするため、改めるものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長(西岡 正君) はい、ありがとうございました。

提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第87号、議案第88号につきましては、本日即決といた します。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いします。

まず、日程第5、議案第87号、佐用町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についての質疑を行いますが、ございますか。

[質疑なし]

議長(西岡 正君) ないようですので、質疑を終結します。 これから討論を行いますが、ございますか。

「討論なし」

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結します。 これより議案第87号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第87号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって議案第 87 号、佐用町青少年問題協 議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第88号、佐用町地籍調査推進に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行いますが、ございますか。

[質疑なし]

議長(西岡 正君) ないようですので、質疑を終結します。 これから討論を行いますが、ございますか。

[討論なし]

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結いたします。 これより議案第88号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第88号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

「替成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって議案第 88 号、佐用町地籍調査推進 に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。 暫時、休憩をしたいと思います。

副議長(岡本安夫君) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

副議長(岡本安夫君) ここで、ご報告いたします。先ほど、議長、西岡 正君から議長を 辞職したい旨の願い出がありました。

地方自治法第106条の規定により、これから副議長の私が議長の職を代行いたしますの

で、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、会議の進行上、議案の朗読を省略した いと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

お諮りいたします。佐用町議会議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、佐用町議会議長辞職の件を日程に 追加し、追加日程1として、日程の順序を変更し議題とすることに決定しました。 ここで、暫く休憩をいたします。

 午前10時06分 休憩

 午前10時07分 再開

副議長(岡本安夫君) それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程1第1. 佐用町議会議長辞職の件

副議長(岡本安夫君) 追加日程1、議長辞職の件を議題といたします。 地方自治法第117条の規定によって、西岡 正君の退場を求めます。

〔西岡 正君 退場〕

副議長(岡本安夫君) お諮りいたします。西岡 正君の議長の辞職を許可することに、ご 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって西岡 正君の議長の辞職を許可する ことに決定いたしました。

西岡 正君の入場を認めます。

〔西岡 正君 入場〕

副議長(岡本安夫君) ここで、暫く休憩いたします。

 午前10時08分
 休憩

 午前10時08分
 再開

副議長(岡本安夫君) ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。佐用町議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(岡本安夫君) 異議なしと認めます。よって、佐用町議会議長の選挙を日程に追加 し、追加日程2として、日程の順序を変更し、選挙を行うことに決定しました。 ここで、暫く休憩いたします。

> 午前10時09分 休憩 午前10時10分 再開

副議長(岡本安夫君) それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程2第1. 選挙第1号 佐用町議会議長の選挙の件

副議長(岡本安夫君) 追加日程2、佐用町議会議長の選挙を行います。 選挙に入る前に、議長並びに副議長の任期について、お諮りいたします。 佐用町議会での申し合わせにより、その任期は2年ということになっております。 議長並びに副議長の任期を2年に決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(岡本安夫君) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。 それでは、議会議長の選挙を行います。 議長の選挙は、投票により行います。 議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

副議長(岡本安夫君) ただ今の出席議員は、14名であります。

次に、会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人2人を決めたいと思います。 お諮りいたします。1番、加古原瑞樹君。2番、千種和英君。以上の両君を指名したい と思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(岡本安夫君) 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。 なお事前に、立候補の周知しておりませんので、全議員の 14 名が被選挙人となること に、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。 これより投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

副議長(岡本安夫君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[配布漏れなし]

副議長(岡本安夫君) 配布漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

副議長(岡本安夫君) 異常なしと認めます。

これより議会議長選挙の投票を行います。

念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

議会事務局長(舟引 新君) それでは、名前を読み上げます。 1番、加古原議員。

[1番 加古原瑞樹君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 2番、千種議員。

[2番 千種和英君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 3番、小林議員。

[3番 小林裕和君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 4番、廣利議員。

[4番 廣利一志君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 5番、竹内議員。

〔5番 竹内日出夫君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 6番、石堂議員。

[6番 石堂 基君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 7番、岡本義次議員。

〔7番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 8番、金谷議員。

[8番 金谷英志君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 9番、山本議員。

[9番 山本幹雄君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 10番、岡本安夫議員。

〔10番 岡本安夫君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 11番、矢内議員。

[11番 矢内作夫君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 12番、石黒議員。

[12番 石黒永剛君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 13番、平岡議員。

〔13番 平岡きぬゑ君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 14番、西岡議員。

〔14番 西岡 正君 投票〕

副議長(岡本安夫君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。これより開票を行います。開票立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

副議長(岡本安夫君) 選挙の結果を報告いたします。 投票総数 14 票。有効投票 14 票。無効投票ゼロ票。 有効投票中、岡本安夫君が12票。金谷英志君が2票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、私、岡本 安夫が議会議長に当選となりました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長(岡本安夫君) これで、議長選挙を終わりました。

引き続きまして、議長就任に当たり一言御挨拶申し上げます。

ただ今、議員各位のご推挙をいただきまして議長に選任させていただきました。私にとりまして、見に余る光栄であります。慎んで深くお礼申し上げます。

ただ今、議長を辞職されました西岡議長におかれましては、御在任中のご精励と議会発展のご功績に対して心から敬意と感謝を申し上げます。

二元代表制の一翼を担う議事機関の議会として町民の皆さんに信頼される議会になるよう取り組んでこられた石黒前議長、また、矢内議長、そして、そこから引き継がれた議会改革の歩みは当然、引き継いでまいります。

何とぞ、議員各位のご協力もよろしくお願いいたします。

日本中、地方創生、地域創生が声高に叫ばれております。地域の実情、特徴に応じた政治が求められております。少子高齢化の中で、過疎地の課題は一朝一夕で克服できないことは皆さんご承知のとおりでありますが、このような時期こそ、政治の役目が大事だと思います。

このような時のこそ政治の役目が大事だと思います。このような時の議長ということで、 改めて責任の重大さを認識し、引き締まる思いです。

私は、議員の経験こそ、少々ありますが、元来微力であります。どうか議員各位の暖かい力添えをお願いします。

町民に信頼される議会になりますよう、当然、公平、公正な議会運営に努めます。議会の皆さんはもとより、町長以下、当局の皆さんと一緒に町民福祉の向上に向けて精一杯大任を果たしてまいります。格別のご支援をよろしくお願い申し上げまして、就任に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

ここで、西岡前議長より一言御挨拶お願いします。

12番(西岡 正君) 発言のお許しをいただきましたことに感謝を申し上げます。

先ほど議会前、全協の中で若干お話をさせていただきましたが、町長、副町長、教育長いらっしゃり、また、職員の皆さん方いらっしゃるわけでありますけれども、昨年の5月1日に議長の就任をさせていただきました。さらに、6月1日に兵庫県の議長会長ということで、また、就任をさせていただき、さらには全国の理事をさせていただき、この間、1年間振り返ってみますと、非常に東京等も行く回数が非常に多く、皆さん方に留守をしてご迷惑をおかけしたと思います。何とかこの1年、無事にやってこられましたのも議員の皆さん方のご理解、また、町長、副町長、教育長はじめ職員の皆さん方の暖かいご理解の賜物だと深く感謝をいたしております。

今、新しい議長が誕生されました。私も改選まで、まだ2年ございますから、一生懸命、 佐用町の議会の発展とさらには、町発展のために微力でありますけれども、全力を投じて くださいと思っております。本当にありがとうございました。

議長(岡本安夫君) しばらく休憩をいたします。

この間に座席の移動をお願いします。

議長 (岡本安夫君)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

議長(岡本安夫君) 議長選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。議席の一部変更を日程に追加し、追加日程3として、日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、 追加日程3として、日程の順序を変更し、議題とすることに決定しました。 ここで、しばらく休憩いたします。

> 午前10時25分 休憩 午前10時26分 再開

議長(岡本安夫君)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程3第1. 議席の一部変更

議長(岡本安夫君) 追加日程3、議席の一部変更を行います 議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。 変更した議席は、現在着席されました議席のとおりとします。

議長(岡本安夫君) 先ほど、議長選挙により、副議長が欠員となりました。

お諮りします。佐用町議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程4として、日程の順序を変更し、選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、佐用町議会副議長の選挙を日程に 追加し、追加日程4として、日程の順序を変更し、選挙を行うことに決定しました。 ここでしばらく休憩いたします。

> 午前10時27分 休憩 午前10時28分 再開

議長(岡本安夫君) それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

17

追加日程4第1. 選挙第2号 佐用町議会副議長の選挙の件

議長(岡本安夫君) 追加日程4、佐用町議会副議長の選挙を行います。 副議長の選挙は、投票により行います。 議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

議長(岡本安夫君) ただ今の出席議員は14名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人2名を決めたいと思います。

お諮りいたします。3番、小林裕和君。4番、廣利一志君。以上の両君を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ここで、副議長選挙については、私を除く 13 名の議員が被選挙人となることを確認しておきます。

これより投票用紙を配布します。

[投票用紙配布]

議長 (岡本安夫君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[配布漏れなし]

議長(岡本安夫君) 配布漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長(岡本安夫君) 異常なしと認めます。

これより議会副議長選挙の投票を行います。

念のため申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、 順次投票をお願いいたします。

議会事務局長(舟引 新君) それでは、読み上げます。 1番、加古原議員。

〔1番 加古原瑞樹君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 2番、千種議員。

[2番 千種和英君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 3番、小林議員。

〔3番 小林裕和君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 4番、廣利議員。

〔4番 廣利一志君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 5番、竹内議員。

〔5番 竹内日出夫君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 6番、石堂議員。

[6番 石堂 基君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 7番、岡本義次議員。

[7番 岡本義次君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 8番、金谷議員。

[8番 金谷英志君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 9番、山本議員。

[9番番 山本幹雄君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 10番、矢内議員。

〔10番 矢内作夫君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 11番、石黒議員。

〔11番 石黒永剛君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 12番、西岡議員。

[12番 西岡 正君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 13番、平岡議員。

〔13番 平岡きぬゑ君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 14番、岡本安夫議員。

[14番 岡本安夫君 投票]

議長 (岡本安夫君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

開票立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長(岡本安夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。有効投票14票。無効投票ゼロ。

有効投票中、石堂 基君が11票。平岡きぬゑ君が2票。山本幹雄君が1票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、石堂 基 君が議会副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました石堂 基君が議場におられますので、本席から会議規 則第32条第2項の規定によって、石堂 基君に当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

議長(岡本安夫君) 当選されました石堂 基君の副議長就任の挨拶を受けます。

副議長(石堂 基君) それでは、自席からですが失礼いたします。

ただ今、皆さんの選挙によりまして、副議長の任に当たらせていただくことになりました。

議長の御挨拶にもありましたように、今後、2年間、私は議長以上に微力ですが、何とか新しい議会をつくる、その一歩の力添えになるように頑張りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長(岡本安夫君) 次は、佐用町議会常任委員会委員の選任等の議会構成に関する案件 であります。

常任委員の選任については、希望する常任委員会名と氏名を、常任委員会希望用紙に記載をお願いいたします。

なお、できる限り希望される常任委員会に所属していただきますが、定数を超過する委員会については、議長が会議に諮って指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) 異議なしと認めます。

議会運営委員の選任については、申し合わせ事項として、各常任委員会から3名を選出、 そのうち1名は各常任委員長を充てることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 (岡本安夫君) 異議なしと認めます。

広報特別委員会の委員の選任については、申し合わせ事項として、各常任委員会から3名を選出、そのうち、副議長及び各常任委員会副委員長を充て、委員長に副議長を充てることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) 異議なしと認めます。

各委員会正副委員長の選任については、委員会ごとに、選任をお願いいたします。これ に、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) 異議なしと認めます。

ここで当局の皆さんにお知らせいたします。これ以後の日程は、暫く議会内の案件が続きますので、議長が参集をかけるまで、それぞれの業務にお戻りいただいて結構です。

ここで暫時休憩といたします。

議員におかれましては、議会構成のため、議員控室にお願いいたします。

〔当局 退場〕

午前10時38分 休憩

午前11時30分 再開

議長(岡本安夫君) 全員おそろいですので、それでは休憩を解き、会議を再開します。

日程第7. 佐用町議会常任委員会委員の選任の件

議長(岡本安夫君) 次は、日程第7に入ります。

日程第7は、佐用町議会常任委員会委員の選任の件であります。

常任委員会委員は、委員会条例第7条第3項の規定により、議長において指名いたします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、これより指名いたします。 事務局長より所属の委員会と、その氏名を朗読させます。 議会事務局長(舟引 新君) 総務常任委員会、加古原議員、小林議員、竹内議員、金谷議員、 石黒議員、西岡議員、岡本安夫議員。

産業厚生常任委員会、千種議員、廣利議員、石堂議員、岡本義次議員、山本議員、矢内 議員、平岡議員、以上でございます。

議長(岡本安夫君) ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ指名いたした いと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれの常任委員会委員に選任されました。

日程第8. 佐用町議会常任委員会の委員長及び副委員長の選任の件

議長(岡本安夫君) 続いて日程第8に入ります。

佐用町議会常任委員会の委員長及び副委員長の選任の件であります。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において、互選するとなっております。

そこで先ほど、各常任委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定されておりますので、事務局長より各常任委員会委員長及び副委員長の氏名を朗読させます。

- 議会事務局長(舟引 新君) 総務常任委員会委員長、竹内議員。副委員長、加古原議員。 産業厚生常任委員会委員長、千種議員。副委員長、矢内議員。以上でございます。
- 議長(岡本安夫君) ただ今、事務局長に朗読させしたとおり、それぞれを指名いたした いと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、各常任委員長及び 副委員長に選任されました。

日程第9. 佐用町議会運営委員会委員の選任の件

議長(岡本安夫君) 続いて日程第9に入ります。

佐用町議会運営委員会委員の選任の件であります。

議会運営委員会委員は、委員会条例第4条第2項及び第7条第3項の規定により、議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、これより指名いたします。

事務局長よりその氏名を朗読させます。

- 議会事務局長(舟引 新君) 議会運営委員会、竹内議員、小林議員、加古原議員、千種議員、 廣利議員、山本議員、以上でございます。
- 議長(岡本安夫君) ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ指名いたした いと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれ佐用町議 会運営委員会委員に選任されました。

日程第10. 佐用町議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任の件

議長(岡本安夫君) 続いて日程第10に入ります。

佐用町議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任の件でありますが、委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するとあります。 そこで先ほど、議会運営委員会で互選が行われ、委員長および副委員長が決定しており

ますので、事務局長よりその氏名を朗読させます。

- 議会事務局長(舟引 新君) 議会運営委員会委員長、小林議員。副委員長、加古原議員、以 上でございます。
- 議長(岡本安夫君) ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ指名いたした いと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、佐用町議会運営委員会委員長及び副委員長に選任されました。 ここで、暫時休憩いたします。

> 午前11時35分 休憩 午前11時37分 再開

[前回の議会広報特別委員会委員6名入場せず]

副議長(石堂 基君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

副議長(石堂 基君) 先ほど、議会広報特別委員会の現委員、岡本安夫君、千種和英君、 加古原瑞樹君、小林裕和君、廣利一志君、竹内日出夫君から、議会広報特別委員会委員の 辞任願が提出されました。 地方自治法第 106 条の規定により、副議長の私が、議長の職を代行いたしますので、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

お諮りします。現委員全員の辞任にかかる議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に 追加し、追加日程5第1として議題とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(石堂 基君) よって、議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、議題 とすることに決定しました。

追加日程5第1. 佐用町議会特別委員会委員の辞任の件(議会広報)

副議長(石堂 基君) 追加日程5第1に入ります。

お諮りします。議会広報特別委員会委員全員の辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長(石堂 基君) ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員全員の辞職を許可することに決定いたしました。

岡本安夫君、千種和英君、加古原瑞樹君、小林裕和君、廣利一志君、竹内日出夫君の入場を求めます。

暫く休憩をいたします。

午前11時39分 休憩

午前11時39分 再開

[14番 岡本安夫君 入場]

〔2番 千種和英君 入場〕

[1番 加古原瑞樹君 入場]

[3番 小林裕和君 入場]

[4番 廣利一志君 入場]

[5番 竹内日出夫君 入場]

議長(岡本安夫君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

議長(岡本安夫君) ただ今、議会広報特別委員会委員が欠員となりました。

お諮りします。議会広報特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程5第2とし、議題とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の選任の件

追加日程5第2. 佐用町議会特別委員会委員の選任の件(議会広報)

議長(岡本安夫君) 追加日程5第2に入ります。議会広報特別委員会委員の選任の件であります。

先ほど、議会広報特別委員会委員が欠員となりました。このため、議会広報特別委員会 委員を、委員会条例第7条第3項の規定により、議長において指名いたします。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、これより指名いたします。 事務局長より、その氏名を朗読させます。
- 議会事務局長(舟引 新君) 広報特別委員会、加古原議員、小林議員、金谷議員、千種議員、 石堂議員、矢内議員、以上6名でございます。
- 議長(岡本安夫君) ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ指名したいと 思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(岡本安夫君) 異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれ議会広報特別委員に選任されました。
- 議長(岡本安夫君) 続いてお諮りします。議会広報特別委員会の委員長及び副委員長の 選任の件を日程に追加し、追加日程5第3として議題にしたいと思います。これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会の委員長及び 副委員長の選任の件を日程に追加し、追加日程5第3として、議題とすることに決定しま した。

追加日程5第3. 佐用町議会特別委員会の委員長及び副委員長の選任の件(議会広報)

議長(岡本安夫君) 追加日程5第3に入ります。

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任の件でありますが、委員長及び副委員 長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において、互選するとなっておりま す。 そこで、先ほど、特別委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定されておりますので、事務局長より、その氏名朗読させます。

- 議会事務局長(舟引 新君) 議会広報特別委員会、委員長、石堂議員。副委員長、金谷議員。 以上でございます。
- 議長(岡本安夫君) ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ指名いたした いと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれ議会広報 特別委員会の委員長及び副委員長に選任されました。

議長(岡本安夫君) ご報告いたします。播磨高原広域事務組合議会の現組合議員、西岡 正君、千種和英君、竹内日出夫君、岡本義次君、矢内作夫君、以上の5名から、辞任願が 提出され、本町選出の組合議員が欠員となりました。

お諮りいたします。播磨高原広域事務組合議会議員選挙を日程に追加して行いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、播磨高原広域事務組合議会議員の 選挙の件を、日程に追加して行うことに決定されました。

追加日程5第4.選挙第3号 播磨高原広域事務組合議会議員の選挙の件

議長(岡本安夫君) 追加日程5第4に入ります。

播磨高原広域事務組合規約第5条の規定により、組合議会議員の定数は5名ですが、第5条第2項1の規定により、1名は議長を充てることになっておりますので4名の組合議員を選出することになります。

播磨高原広域事務組合議会議員の選挙を行いたいと思います。

選挙は投票で行います。

それでは、議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

議長(岡本安夫君) ただ今の出席議員は14名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人2名を決めたいと思います。

お諮りします。5番、竹内日出夫君。6番、石堂 基君。以上の両君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、事前に立候補の周知をしておりませんので、議長の私を除く議員 13 名が被選挙 人となることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。 これより投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

議長 (岡本安夫君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔配布漏れなし〕

議長(岡本安夫君) 配布漏れないと認めます。 投票箱を点します。

〔投票箱点検〕

議長(岡本安夫君) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

議会事務局長(舟引 新君) それでは、読み上げさせていただきます。 1番、加古原議員。

〔1番 加古原瑞樹君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 2番、千種議員。

[2番 千種和英君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 3番、小林議員。

[3番 小林裕和君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 4番、廣利議員。

〔4番 廣利一志君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 5番、竹内議員。

〔5番 竹内日出夫君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 6番、石堂議員。

[6番 石堂 基君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 7番、岡本義次議員。

〔7番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 8番、金谷議員。

[8番 金谷英志君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 9番、山本議員。

[9番 山本幹雄君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 10番、矢内議員。

[10番 矢内作夫君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 11番、石黒議員。

[11番 石黒永剛君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 12番、西岡議員。

〔12番 西岡 正君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 13番、平岡議員。

〔13番 平岡きぬゑ君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 14番、岡本安夫議員。

〔14番 岡本安夫君 投票〕

議長(岡本安夫君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れないと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

開票立会人の立会いをお願いいたします。

議長(岡本安夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。有効投票14票。無効投票ゼロ。

有効投票中、矢内作夫君が3票、小林裕和君が3票、千種和英君が3票、竹内日出夫君が2票、金谷英志君が2票、廣利一志君が1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は1票であります。よって、矢内作夫君、小林裕和君、千種和英 君が当選されました。

金谷君と竹内君の投票数はいずれも1票の有効投票数を超えておりますが、両君の投票数は同数であり、この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

竹内君と金谷君が議場におりますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。

1回目はくじを引く順番を決めるためのものです。2回目は、この順番によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

先ほどの立会人の方のご両人の立会いお願いします。くじを引く立会いお願いします。 廣利さんお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。これは議席の若いほうからお願いしま す。前へ出てください。

[5番 竹内日出夫君 くじ]

[8番 金谷英志君 くじ]

議長(岡本安夫君) くじを引く順序が決定しましたので報告します。

初めに金谷君、次に竹内君。以上のとおりです。

ただ今の順序により、当選人を決定するくじを行います。

なお、くじは、若い番号を引かれた方を当選人とします。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) 異議なしと認めます。

金谷君、次に竹内君。くじを引いてください。

[8番 金谷英志君 くじ]

〔5番 竹内日出夫君 くじ〕

議長(岡本安夫君) くじの結果を報告します。

くじの結果、金谷君が当選人と決定しました。

本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、矢内君、小林君、千種君、金谷君に当 選の告知をいたします。

よって、矢内君、小林君、千種君、金谷君、私、岡本安夫が、播磨高原広域事務組合議会議員に選出されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長(岡本安夫君)

どうします。12時になったんですけど、このまま続けますか。

議長(岡本安夫君) ご報告いたします。にしはりま環境事務組合議会、現組合議員の西岡正君、加古原瑞樹君、小林裕和君、廣利一志君、以上4名から、にしはりま環境事務組合議会議員の辞任願が提出され、本町選出の組合議員が欠員となりました。

お諮りします。にしはりま環境事務組合議会議員選挙を、日程に追加して行いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、にしはりま環境事務組合議会議員 の選挙の件を、日程に追加して行うことに決定されました。

追加日程5第5.選挙第4号 にしはりま環境事務組合議会議員の選挙の件

議長(岡本安夫君) 追加日程5第5に入ります。

にしはりま環境事務組合規約第5条の規定により、組合議員の定数は4名となっております。

佐用町議会の申し合わせにより、定数のうち1名は議長を充てることになっておりますので、3名の組合議員を選出することになります。

それでは、にしはりま環境事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

議長(岡本安夫君) ただ今の出席議員は14名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人2名を決めたいと思います。

お諮りします。7番、岡本義次君。8番、金谷英志君。以上、両君を指名いたしたいと 思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、事前に立候補の周知をしておりませんので、私、議長を除く議員の 13 名が被選 挙人になることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

これより投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

議長 (岡本安夫君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[配布漏れなし]

議長(岡本安夫君) 配布漏れはないと認めます。 投票箱を点検します。

[投票箱点検]

議長 (岡本安夫君) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

議会事務局長(舟引 新君) それでは、読み上げます。 1番、加古原議員。

[1番 加古原瑞樹君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 2番、千種議員。

[2番 千種和英君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 3番、小林議員。

[3番 小林裕和君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 4番、廣利議員。

[4番 廣利一志君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 5番、竹内議員。

〔5番 竹内日出夫君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 6番、石堂議員。

[6番 石堂 基君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 7番、岡本義次議員。

[7番 岡本義次君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 8番、金谷議員。

[8番 金谷英志君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 9番、山本議員。

[9番 山本幹雄君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 10番、矢内議員。

〔10番 矢内作夫君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 11番、石黒議員。

〔11番 石黒永剛君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 12番、西岡議員。

[12番 西岡 正君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 13番、平岡議員。

[13番 平岡きぬゑ君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 14番、岡本安夫議員。

〔14番 岡本安夫君 投票〕

議長 (岡本安夫君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れないと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

開票立会人の立会いを、お願いいたします。

〔開票〕

議長(岡本安夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。有効投票14票。無効投票ゼロ。

有効投票中、廣利一志君が5票、山本幹雄君が4票、西岡 正君が3票、平岡きぬゑ君が2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、廣利一志君、山本幹雄君、西岡 正君が当選されました。

本席から会議規則第32条第2項の規定により、廣利一志君、山本幹雄君、西岡 正君に当選の告知をいたします。

よって、廣利一志君、山本幹雄君、西岡 正君、私、岡本安夫が、にしはりま環境事務組合議会議員に選出されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

議長(岡本安夫君) ご報告いたします。西はりま消防組合議会、現組合議員の西岡正君、 石堂基君の2名から、西はりま消防組合議会議員の辞任願が提出され、本町選出の組合議 員が欠員となりました。

お諮りします。西はりま消防組合議会議員選挙を、日程に追加して行いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) 異議なしと認めます。よって、西はりま消防組合議会議員の選挙の 件を、日程に追加して行うことに決定されました。

追加日程5第6.選挙第5号 西はりま消防組合議会議員の選挙の件

議長(岡本安夫君) 追加日程5第6に入ります。

西はりま消防組合、組合規約第5条の規定により、構成市町の組合議員の定数は2名となっています。

佐用町議会の申し合わせにより、定数のうち1名は議長を充てることになっておりますので1名の組合議員を選出することになります。

それでは、西はりま消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

議長(岡本安夫君) ただ今の出席議員は14名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人2名を決めたいと思います。

お諮りします。9番、山本幹雄君。10番、矢内作夫君。以上、両君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。 なお、私、議長を除く議員の13名が被選挙人になることを確認しておきます。 これより投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

議長 (岡本安夫君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[配布漏れなし]

議長(岡本安夫君) 配布漏れはないと認めます。 投票箱を点検します。

[投票箱点検]

議長(岡本安夫君) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

念のため申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の 氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

議会事務局長(舟引 新君) それでは、読み上げさせていただきます。 1番、加古原議員。

[1番 加古原瑞樹君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 2番、千種議員。

[2番 千種和英君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 3番、小林議員。

[3番 小林裕和君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 4番、廣利議員。

〔4番 廣利一志君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 5番、竹内議員。

[5番 竹内日出夫君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 6番、石堂議員。

[6番 石堂 基君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 7番、岡本義次議員。

〔7番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 8番、金谷議員。

[8番 金谷英志君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 9番、山本議員。

[9番 山本幹雄君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 10番、矢内議員。

[10番 矢内作夫君 投票]

議会事務局長(舟引 新君) 11番、石黒議員。

〔11番 石黒永剛君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 12番、西岡議員。

〔12番 西岡 正君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 13番、平岡議員。

〔13番 平岡きぬゑ君 投票〕

議会事務局長(舟引 新君) 14番、岡本安夫議員。

〔14番 岡本安夫君 投票〕

議長 (岡本安夫君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れないと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

開票立会人の立会いを、お願いします。

〔開票〕

議長(岡本安夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。有効投票14票。無効投票ゼロ。

有効投票中、千種和英君が 12 票、金谷英志君が 2 票、以上のとおりであります。 この選挙の法定得票数は 4 票であります。

よって、千種和英君が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長(岡本安夫君) 本席から会議規則第 32 条第2項の規定により、千種和英君に当選 の告知をいたします。

よって、千種和英君と私、岡本安夫が、西はりま消防組合議会議員に選出されました。 ここで暫時休憩といたします。昼食等のため休憩をとりたいと思います。ご異議ござい ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、13 時 30 分(全員協議会)といたします。

> 午後00時18分 休憩 午後01時58分 再開

> > 〔当局 入場〕

議長(岡本安夫君) それでは、休憩を解き会議を再開します。

追加日程5第7. 同意第2号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長(岡本安夫君) 続いて追加日程5第7に入ります。

同意第2号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を配付しておりますので、事務局長より朗読させます。

議会事務局長(舟引 新君) 同意第2号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることに ついて。

次の者を佐用町監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条の規定により、議会の同意を求める。

平成28年4月28日提出。佐用町長、庵逧典章。

記、現住所、佐用町横坂14番地。

氏名、矢内作夫。

生年月日、昭和24年10月28日生。以上でございます。

議長(岡本安夫君) 事務局長の朗読は終わりました。 提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逧典章君。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、ただ今上程をいただきました同意第2号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案のご説明を申し上げます。

議会選出の本町監査委員に、議会役員構成の中でご推薦をいただきました矢内作夫議員を、本町監査委員として選任をいたしたく、地方自治法第196条の規定により提案をさせていただきます。

ご同意賜りますようにお願いを申し上げて、提案の説明といたします。

議長(岡本安夫君) 提案に対する当局の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。本案については、人事案件でありますので、議事の順序を 省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。

それでは本案に対する討論を省略し、これより本案について採決に入ります。

同意第2号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(岡本安夫君) 挙手、全員と認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

日程第11. 議員派遣について

議長(岡本安夫君) 続いて、日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に 記載のとおり派遣することに決定しました。

議長(岡本安夫君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。今期臨時会に付議された案件は、終了いたしましたので、閉会した いと思いますが、これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(岡本安夫君) ご異議はなしと認めます。よって、第 71 回佐用町議会臨時会はこれをもちまして閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

先ほど、議長に選任させていただきました。ちょっと、不慣れな進行で時間もかかったんですけれども、ともかく今後、精一杯議長の職を全うしたいと思いますので、ご協力、また、ご支援のほどをよろしくお願いいたします。本日は、どうも御苦労さまでした。 町長、お願いします。

町長(庵逧典章君) それでは、失礼します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

まずは、今日の役員、議会構成の改選の中で、新たに議長、また、副議長、そして各常任委員会委員長、それぞれの役職に新たにご就任をされました皆さん方に、改めてお祝いを申し上げたいと思います。

それと同時に、大変佐用町といたしましても非常に大事な合併 10 年から 11 年目を迎えて、また、地方創生元年という位置づけをした 28 年度が既にスタートをいたしております。

そういう中で、人口減少、少子化、高齢化というのが重くのしかかっております。そういう対策に地方創生の総合戦略。また、今、策定をいたしております町の総合計画、それに基づいて着実にいろいろな課題に当たっていかなければならないということであります。そのためにも、議会の皆さんの十分なご意見、いろんなご指導をいただきながら、精一杯着実に取り組んでまいりたいと考えております。

ぜひ、ご支援、また、ご協力、また、ご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。 最後になりましたけれども、西岡前議長には、佐用町の議長としてだけではなくて、県 の議会議長、また、全国の理事という要職も務められて、非常に強いリーダーシップと公 正な議会運営をしていただいて、町政の安定的な推進に大変なお力添え、ご尽力をいただ きましたことに、改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

当然、それぞれ議会の皆さん方、14 名の一人一人皆さん方の力というものを結集して、 今後、佐用町発展のために、(聴取不能)の皆さんがご活躍をいただきますようにご祈念 を申し上げて御挨拶にさせていただきます。本日は、誠に御苦労さまでした。ありがとう ございました。

午後02時02分 閉会